



祝 辞

鹿児島地方法務局長 椋野 浩文

本日ここに、鹿児島県司法書士会の平成30年度定時総会が盛大に開催されましたことを、心からお喜び申し上げます。

会員の皆様には、平素から、不動産登記、商業法人登記、供託手続等、法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

司法書士制度は、国民の権利擁護に対する皆様の崇高な理念とたゆまぬ御努力によって充実・発展を遂げられ、現在、国民からの高い評価と信頼を得ています。

貴会におかれましても、会長を始めとする役員の皆様の熱意と、会員が一丸となった献身的な御尽力により発展を遂げられているところであり、その熱意と御尽力に対して深く敬意を表すものであります。

先ほど、多年にわたり司法書士業務に精励された皆様に対し、日本司法書士会連合会長、鹿児島県司法書士会長から表彰され、また、福岡法務局長及び当職からも、法務行政の円滑な推進に寄与された方々に対しまして、表彰させていただきました。

受賞されました方々のこれまでの御功績に対し、改めて敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。今後とも健康に御留意の上、ますます御活躍されますことを祈念いたします。

さて、本日は、せっかくの機会でありますので、法務局が直面しております諸課題のうち、直接、皆様に関係のある事項につきまして、御紹介とお願いをさせていただきたいと思っております。

第1は、オンライン登記申請の利用促進についてです。

オンライン登記申請の利用促進は、登記事務処理の効率化を図ることとなり、適正・迅速処理を実現するために不可欠な要件であるところ、会員の皆様の御協力によって利用率は徐々に向上し、本年4月には、不動産登記が56.9パーセントと、全国平均の53.3パーセントを上回る状況になりました。しかしながら、福岡ブロック管内では、その平均60.4パーセントを下回り、ブロック管内8局中6番目の利用率にとどまっています。一方、本年4月の商業・法人登記におけるオンライン利用率は、58.3パーセントと、全国平均の50.2パーセントを相当程度上回っており、福岡ブロック管内では、その平均56.0パーセントを上回り、ブロック管内8局中2番目の利用率に上昇しています。

オンライン登記申請の利用促進は、現在、当局の最重要課題として鋭意取り組んでおり、また、本年度は、資格者代理人方式の導入予定があって、利便性の向上が図られるなどのオンラインによる登記申請をより利用しやすくなる環境が整いますので、会員の皆様におかれては、オンライン登記申請の利用促進について、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

第2は、相続登記の促進についてです。

相続登記の促進については、土地の所有者不明問題として公共事業の推進の妨げになるなど、高齢化を迎えた我が国にとって極めて重要な問題であり、いわゆる骨太の方針にも2年連続で掲げられるなど、政府の重要施策に位置付けられています。当局においては、昨年2月1日に、貴会と鹿児島県土地家屋調査士会と連携して『「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト』を立ち上げ、各種の周知・広報活動を行っており、その取組の一つとして共催による「相続登記に関する相談所」を開設しています。本年度も、相続登記の更なる促進のため、福岡ブロック管内の法務局と各県司法書士会の統一の取組として、九州一斉相続登記相談会を本年7月8日に開催する予定ですので、御協力をよろしく申し上げます。

また、相続登記を促進するとともに、社会全体の相続手続の合理化・簡素化を実現するために、昨年5月29日から法定相続情報証明制度が導入され、本年4月には、更なる利用の拡大に向けた改正が行われたところです。

さらに、本年3月9日に閣議決定されました「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」に基づき、本年度、長期相続登記未了の土地の解消を図るための新しい施策も開始される予定です。

皆様におかれましても、相続登記の促進を図っていただきますよう申し上げます。

第3は、商業・法人登記事務の取扱い変更についてです。

平成25年6月14日に閣議決定され、平成28年5月20日に改定された「世界最先端IT国家創造宣言」を踏まえて定められた「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」に基づき、本年3月12日から、起業を促進する等の趣旨で会社の設立登記を優先的に処理するというファストトラック化を開始しました。

また、昨年5月30日に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、国税庁法人番号公表サイトにおける振り仮名情報の提供を開始するとされたことを受け、本年3月12日から、商業・法人登記の申請書に法人名の振り仮名の記載を求める取扱いが開始されましたので、登記申請の際には、御留意の上で申請していただきますよう申し上げます。

今後、平成28年6月7日に公布された特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が本年10月1日に施行されることに伴い、同日付けで組合等登記令も一部改正される予定です。この改正により、NPO法人の登記すべき事項から資産の総額が削除されますので、申請の際には御留意いただきますよう申し上げます。

以上3点ほど申し述べさせていただきましたが、登記行政を取り巻く情勢は、時代の変化とともに多様化してきており、種々の課題が山積しております。これら諸課題への取組及びその解消は、司法書士の皆様の御支援と御協力なくして達成できるものではありません。

皆様におかれましては、今後とも、その専門性を遺憾なく発揮されるとともに、適正な司法書士業務を遂行され、司法書士制度の更なる発展に努められますよう申し上げます。

結びに当たり、鹿児島県司法書士会の更なる御発展と会員の皆様の御隆盛と御健勝を祈念いたしまして、祝辞とさせていただきます。



式 辞

鹿児島県司法書士会会長 上前田 和 英

本日ここに、鹿児島県司法書士会平成30年度の定時総会式典を執り行うにあたり、会長として、一言ご挨拶申し上げます。

先ず、公私ともご多忙にも関わらず、ご臨席を賜りました、衆議院議員 宮路拓馬様、鹿児島地方法務局長 棕野浩文様をはじめ、関係機関・関連団体の代表者・役員であるご来賓各位におかれましては、平素より当会並びに当会の会員に対しまして、温かいご指導ご鞭撻を賜っております事、心より感謝申し上げます。

本定時総会式典におきまして、「福岡法務局長・鹿児島地方法務局長」から表彰がなされます。また、「日本司法書士会連合会会長」及び「当職」からも表彰をさせていただきます。

それぞれの表彰を受けられる会員は、司法書士として永きにわたり業務に精励され、地域や当会の事業参加を通し、貢献を続けてこられた方々です。

受章者各位の御努力と、御功績に対し深く敬意を表しますと共に、心からのお慶びを申し上げます。今後とも健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げます。

本日はせっかくの機会ですので、ご来賓の皆様方に、当会の現状をご披露申し上げます。

当会の会員数は、本年4月1日現在において、個人会員329名・法人会員4事務所となっております。昨年の同時期より1名の微増となっております。

次に、当会の主な事業活動の一部をご紹介します。

まず、相談事業部における事業の一環として、鹿児島市において毎月第2・第3土曜日に面談による「無料相談会」、毎週月曜日と水曜日に電話による「無料相談会」を実施し、大隅地区では志布志市において毎月第1・第3火曜日に面談による「無料相談会」、錦江町では毎週月曜日に面談による「無料相談会」を実施し、甕島においては毎月第4土曜日に面談による「無料相談会」を実施するとともに、離島を中心に「巡回無料相談会」を実施しております。

また、各種相談会・研修会等への講師・相談員の派遣事業にも積極的に取り組んでいるところで

続きまして、制度広報・社会貢献の一環として、「高校生のための消費者教育教室」を平成9年度より継続開催しており、昨年度は県内33校で延べ人数4,291名の高校生を対象に、消費者教育入門講座を実施しております。

また、6年目になりますが「小学生のための法律教室」を紙芝居等を利用した形式で開催し、昨年度は県内2校で延べ5クラス（複式学級を含む）の児童を対象に実施しております。

このように、市民・行政・地域からの「司法書士の社会資源」としての役割に対する期待は非常に大きく、当会として、今後もこれらに十分に対応し得べく努力していく所存であります。

それでは、先程総会において承認されました、当会の平成30年度の事業計画の骨子をご説明申し上げ、皆様方のご理解を賜りたいと思います。

本年度は、次の6つの重点項目を掲げました。

第1は 司法書士法改正への対応

司法書士法改正要望項目は次の4項目とされておりますので、改正への意識共有を図るため会員への積極的な情報提供を行うとともに、改正要望内容については適宜な対応をしていきます。

- 1 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
- 2 懲戒権者を法務大臣にすること
- 3 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること
- 4 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと

第2は 司法書士業務の執務変遷への対応

本年度は、「オンライン申請資格者代理人方式」が導入される予定であり、また、民法の一部が改正され、施行日等が決定しております。会員の執務に混乱が生じないよう迅速な情報提供に努めるとともに、必要に応じて研修会を開催していきます。

また、法人設立時に必要な諸手続きをワンストップで完了させるための制度設置に関する議論・検討がなされており、その動向について情報提供等を行っていきます。

第3は 執務規範の確立と研修義務化への対応

「オンライン申請資格者代理人方式」の導入は、司法書士の不動産登記執務に対する実績と信頼によるものであり、司法書士としての職責を全うすることが必要であります。また、財産管理業務において依頼者への説明不足等がないように、執務規範の確立とその徹底のため、研修会等を通じて繰り返し会員に周知を図っていきます。

また、日司連においては研修の一定単位数以上の履修義務化を予定しており、本会においても同様の履修義務化の規約改正を検討していき、同規約の改正に備えるため、受講機会の拡充

や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討するとともに、所定単位不足者に対しては研修の受講を促すとともに、単位未取得者（0単位者）に対しては厳しく対応していきます。

第4は 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

社会的関心が非常に高く、司法書士の積極的な関与が求められていることから、所管する鹿児島県や各市町村と連携し対応していきます。また、法務省の長期相続登記等未了土地に関する調査が予定されており、増加が予想される相続に関する相談に対応するとともに、当会、法務局及び土地家屋調査士会を構成員とする「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」にも、積極的に参画していきます。

また、不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応できる体制づくりを行っていきます。

第5は 司法過疎対策と社会貢献活動

地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会の開催、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び志布志・甑島における定期相談会を開催していきます。

また、消費者問題や経済的困窮者の法的支援等において、法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努めてまいります。

具体的な社会貢献活動として、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていきます。

第6は ペーパーレス化の検討と情報のデータベースの充実化

現在、94%の会員が会務に関する情報提供をメール配信で受けていることから、メールやホームページの会員専用ページを利用した各事業におけるペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点についての検討を続けるとともに、ホームページの会員専用ページのデータベースを充実させ、会員の利便性向上を図っていきます。

以上が、平成30年度の重点項目の骨子になります。

私は、鹿児島県司法書士会の会員一同とともに、司法書士としての使命を自覚し、国民の権利擁護に寄与するため、不断の努力を続けて行く所存であります。

最後に、本日もご臨席のご来賓各位におかれましては、今後とも当会並びに当会会員に対するご指導ご鞭撻の程重ねてお願い申し上げます、また皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の式辞とさせていただきます。

平成30年5月19日

鹿児島県司法書士会平成30年度定時総会議事録

日 時：平成30年5月19日(土) 午前10時から午後3時15分まで
場 所：ホテル パレスイン鹿児島（鹿児島市樋之口町8番2号）
会 員 総 数：328名
出席会員数：304名（内、委任状出席205名）
欠席・未着：24名（欠席18名、未着6名）

田畑正明副会長から開会宣言があり、物故者黙祷の後、上前田和英会長が開会の挨拶を行った。

議 事

上記のとおり出席があり、内田雅之理事が司会者となった。司会者は、鹿児島県司法書士会総会会議規約（以下、総会会議規約という）第8条による議長の選出に関する職務として、議長の指名を司会者に一任したい旨を述べ、議場はこれを承認した。司会者は鹿児島支部直井圭介会員を議長に指名した。



議長は、挨拶の後、執行部に本日の出席状況を求め、上記のとおり出席を確認し本総会は適法に成立している旨を宣言した。引き続き、議長は、受任者は委任された会員の議決権も併せて行使し、採決時には起立の上挙手をする旨、議長の議決権については鹿児島県司法書士会会則（以下、会則という）第44条第1項ただし書により、可否同数の時のみ議長が決定する旨を説明した。

議長は、総会会議規約第10条第1項により、川内支部上野牧門会員を副議長に指名した。会則第48条及び総会会議規約第18条により、議長は、鹿児島支部本健二会員、鹿児島支部水俣修一会員を議事録署名人に指名した。

議長は、会期及び議事録日程案を執行部に求め、加藤久佳総務部長理事は、会期については平成30年5月19日午前10時15分から午後4時までとし、議事日程は総会資料47頁のとおり、日程第4報告第1号から日程第12議案第8号までとし、報告第1号、議案第1号から議案第8号まで一括上程し、その後一括して質疑応答を行った後、討論があれば行い、その後、各議案ごとに採決を行いたい旨を提案した。議場はこれを承認した。



次に、議長は、質疑・討論については、指定の通告書を使用し、議案ごとに質疑内容を記載した上、受付箱に提出する旨、総会会議規約第43条における通告書提出締め切りは原則として午後1時30分まで

とする旨、それ以降の質疑も時間の許す限り受け付けるが、締め切り時間までに通告書を提出した方を優先する旨、質疑・討論等の時間は原則3分とする旨、議案ごとに質疑を優先し、討論は採決前に行う旨、通告書には質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨を説明した。



引き続き、議長は、議事運営委員長である鹿児島支部佐俣周平会員に通告書の記載について説明を求めた。議事運営委員長は、総会会議規約第60条に基づき設置された議事運営委員会の委員として、鹿児島支部田中喜久会員及び鹿児島支部安田健太郎会員を紹介し、通告書については、質疑事項の要点を簡潔明瞭に記載する旨、総会会議規約第45条により質疑の回数は原則1議題につき1人1回と規定されている旨、曖昧な記載の質疑や一問一答方式となる質疑は控える旨を説明した。



【議案提案】

日程第4 報告第1号 平成29年度事業報告

日程第5 議案第1号 平成29年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成29年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、執行部に提案理由を求めた。

まず、執行部から平成29年度会務執行について総括報告があり、その後、各部の事業報告が総会資料に基づき詳細になされた。

引き続き、平成29年度一般会計収入支出決算報告及び平成29年度調停センター特別会計収入支出決算報告が総会資料に基づき詳細になされた。

その後、議長は、監事に監査報告を求めた。

宮脇伸舟監事は、監査の結果、計算書類は公正妥当な会計処理がなされており、財務状況が適正に表示されていることを認める旨を報告し、監査報告書に基づき監査意見を述べた。

(休会 午前11時35分から再開)



日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会苦情処理に関する規約制定の件

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿に関する規約制定の件

議長は執行部に提案理由を求めた。

執行部は、鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正につき、平成29年度定時総会にて改正した「鹿児島県司法書士会会則」「鹿児島県司法書士会懲戒処分の量定意見に関する規約」及び「鹿児島県司法書士会注意勧告運用規約」に合わせ「鹿児島県司法書士会紛議調停規約」についても、「除斥、忌避、回避」の規定について条文を整理し、字句の誤りや不明確な表現の見直しを行うため、本規約の一部改正の必要がある旨を述べ、改正内容を総会資料に基づき説明し、提案した。



引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会苦情処理に関する規約制定につき、現在、当会の苦情処理に関する規定は「鹿児島県司法書士会苦情対応窓口に関する規則」のみであり、この規則の対象は当会が運営する相談事業、裁判外紛争解決手続の実施に関する事業及び司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業等についての苦情であることから、苦情に関するすべての事案に対応すべく本規則を制定する必要がある旨を述べ、その内容を総会資料に基づき説明し、提案した。

引き続き、執行部は、鹿児島県司法書士会不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿に関する規約制定につき、現状として、家庭裁判所から寄せられている不在者財産管理人及び相続財産管理人の候補者推薦依頼に対し、推薦依頼のあった家庭裁判所の周辺支部の支部長と意見調整を行った上で推薦予定者の了解を得た後、候補者として推薦している旨を説明し、家庭裁判所



からの推薦依頼は増加傾向にあることから、推薦依頼への対応をより円滑に実施するため、本規約を制定する必要がある旨を述べ、総会資料に基づき内容を説明し、提案した。

日程第10 議案第6号 平成30年度事業計画決定の件

議長は執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成30年度事業計画について、総会資料に基づき各事業部の具体的事業計画を詳細に説明し、提案した。

**日程第11 議案第7号 平成30年度一般会計収入支出
予算決定の件**

**日程第12 議案第8号 平成30年度調停センター特別
会計収入支出予算決定の件**

議長は執行部に提案理由を求めた。

執行部は、平成30年度一般会計収入支出予算及び平成30年度調停センター特別会計収入支出予算について、総会資料に基づき詳細に説明し、提案した。

(休会 午後1時00分から再開)

【質疑】

議長は、提出議案の質疑に入った。

※質疑の内容は省略

【採決】

議長は、全ての質疑が終了したことを確認し、討論通告書の提出もないため、引き続き議案ごとの採決に入る旨宣言した。

議長は、執行部に対し、改めて出席状況の報告を求め、執行部から、司法書士会員328名中309名出席（うち委任状出席209名）している旨の報告がなされた。

議長は、議案第1号および議案第2号、そして議案第7号および議案第8号については互いに密接な関係



にあるため一括して採決を行いたい旨を説明した。採決の順番は議事日程通り、特別決議を要する議案はないため、会則第44条第1項により出席司法書士会員議決権の過半数である155名の賛成により議案は承認可決される旨を説明した。さらに、採決方法として鹿児島県司法書士会総会会議規約第57条に基づき、まず会場に異議の有無を諮り、異議がなければその時点で可決とし、異議があれば採決を行う旨を説明した。



日程第5 議案第1号 平成29年度一般会計収入支出決算承認の件

日程第6 議案第2号 平成29年度調停センター特別会計収入支出決算承認の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第7 議案第3号 鹿児島県司法書士会紛議調停規約一部改正の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。



日程第8 議案第4号 鹿児島県司法書士会苦情処理に関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第9 議案第5号 鹿児島県司法書士会不在者財産管理人及び相続財産管理人候補者名簿に関する規約制定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第10 議案第6号 平成30年度事業計画決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

日程第11 議案第7号 平成30年度一般会計収入支出予算決定の件

日程第12 議案第8号 平成30年度調停センター特別会計収入支出予算決定の件

議長は、本議案について承認を求めたところ、全員異議なく賛成した。よって、本議案は原案通り承認可決された。

以上を以て、本総会の議事日程は全て終了し、日高千博副会長は閉会を宣言した。

上記決議を明確にするため、この議事録を作成する。

平成30年 5月19日

鹿児島県司法書士会定時総会

議 長 直 井 圭 介

議事録署名人 本 健 二

議事録署名人 水 俣 修 一



平成30年度事業計画案

第1 総論

昨年度施行された法定相続情報証明制度の開始に続き、不動産登記申請において紙（書面）を媒体とする添付情報の提出を不要とする、いわゆるオンライン申請資格者代理人方式が導入される予定である。

この方式は、資格者代理人である司法書士に対する信頼に基礎をおいたものであり、司法書士は、適正な運用に寄与することが求められ、今後も緊張感を持って日々の執務を行っていかねばならない。

また、社会の様々な分野における急速なIT化により、新しい消費者被害や情報格差による新たな社会問題が生じることが懸念される。他方、空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題など司法書士の業務に密接に関わる社会問題もクローズアップされている。従来より社会問題に様々な場面において積極的に取り組んできた司法書士の役割は大きく、今後もそれらに対応していかなければならない。

これらのことを十分に自覚し、その期待されている役割を果たしていくために、以下の重点課題に取り組む。

1. 司法書士法改正への対応

司法書士法改正要望項目は次の通りとされているので、改正への意識共有を図るため会員への積極的な情報提供を行うとともに、改正要望内容については適宜な対応をしていく。

- 1 現行の目的規定を廃止して「使命規定」を新設すること
- 2 懲戒権者を法務大臣にすること
- 3 全ての懲戒処分に関し、法上、聴聞・弁明の機会を付与する等適正手続の保障に関する規定を整備すること
- 4 懲戒処分に関係する事由があったときから一定期間経過した場合は、懲戒手続を開始することができない旨の除斥期間を置くこと

2. 司法書士業務の執務変遷への対応

本年度、オンライン申請資格者代理人方式が導入される予定である。また、民法の一部が改正され、施行日等が決定している。執務に混乱が生じないように迅速な情報提供に努めるとともに必要に応じて研修会を開催する。

また、法人設立時に必要な諸手続きをワンストップで完了させるための制度設置に関する議論・検討がなされており、その動向について情報提供等を行っていく。

3. 執務規範の確立と研修義務化への対応

オンライン申請資格者代理人方式の導入は、司法書士の不動産登記執務に対する実績と信頼によるものであり、司法書士としての職責を全うすることが必要である。一方で、財産管理業務において依頼者への説明不足や報酬に関する苦情が寄せられている。

司法書士法第2条は、「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行なわなければならない。」と司法書士の職責を規定しており、執務規範の確立とその徹底のため、研修会等を通じて繰り返し会員に周知を図っていく。

また、日司連においては研修の一定単位数以上の履修義務化を予定しており、本会においても同様の履修義務化の規約改正を検討する。同規約の改正に備えるため、受講機会の拡充や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討するとともに、所定単位数不足者に対しては研修の受講を促すとともに、単位数未取得者（0単位数）に対しては厳しく対応していく。

4. 空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題への対応

社会的関心が非常に高く、司法書士の積極的な関与が求められていることから、所管する鹿児島県や各市町村と連携し対応していく。また、法務省の長期相続登記等未了土地に関する調査が予定されており、増加が予想される相続に関する相談に対応するとともに、本会、法務局及び土地家屋調査士会を構成員とする「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」に参画していく。

また、不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応できる体制づくりを行う。

5. 司法過疎対策と社会貢献活動

地域間におけるリーガルサービス提供の偏重を解消するため、司法書士がその担い手として十分に役割を果たし得るよう、司法書士総合相談センターの運営や巡回相談会の開催、南大隅地区司法書士法律相談センターの運営及び甌島における定例相談会を開催していく。

また、消費者問題や経済的困窮者の法的支援等において、法テラスや関連団体、行政機関等と連携・協働し国民の権利擁護に努める。

具体的な社会貢献活動として、各種相談会の開催及び協力、高校生のための消費者教育教室の開催、小学生のための法律教室の開催等を行っていく。

6. ペーパーレス化の検討と情報のデータベースの充実化

94%の会員が会務に関する情報提供をメール配信で受けていることから、メールやホームページの会員専用ページを利用した各事業におけるペーパーレス化を推進するため、その方策や問題点についての検討を続ける。

また、ホームページの会員専用ページのデータベースを充実させ、会員の利便性向上を図る。

第2 経常事業

1. 総務部所管事業

会則第60条

- (1) 会員の品位の保持のための指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (3) 会長印その他の会印の管守に関する事項
- (4) 文書の接受，発送及び保守に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会その他人事に関する事項
- (6) 福利厚生に関する事項
- (7) 公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項
- (8) 連合会の委託を受けて行う司法書士の登録等の事務に関する事項
- (9) 司法書士法人の届出の事務に関する事項
- (10) 会員の業務に関する紛議の調停に関する事項
- (11) 業務賠償責任保険及び会業務賠償責任保険に関する事項
- (12) その他他の部の所掌に属さない事項

【主な事業】

(1) 綱紀問題への対応

現状の綱紀調査委員数及び編成を維持していく。

(2) 非司法書士問題への対応

非司行為に関しては，総務部及び非司排除委員会において対応していく。

(3) 紛議調停制度の活用

苦情・紛争の当事者に紛議調停制度を説明し，必要に応じ利用を促す。

(4) 関係機関及び関連諸団体への対応

現状の各団体との協力体制及び人員派遣を継続する。

鹿児島専門士業団体協議会の主幹会として，次の主幹会へ引き継ぎを行う。

(5) 執務のIT環境への対応とペーパーレス化の推進

IT（情報技術）環境を利用した情報伝達促進作業を継続し，情報伝達の迅速化とペーパーレス化を推進する。

(6) 会則等改正の検討

会則等改正検討委員会を維持し、会則等の改正に対応していく。

(7) その他

オンライン申請資格者代理人方式導入の推移を注視し、得られた情報を提供する。

不在者財産管理人・相続財産管理人候補者の推薦依頼に円滑に対応する。

会員証の様式等の変更を検討する。

業務賠償責任保険の任意部分の加入を推進する。

会員名簿を発行する。

法務局移転に伴う問題へ対応する。

2. 経理部所管事業

会則第61条

- (1) 入会金及び会費の徴収に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 金銭及び物品の出納に関する事項
- (4) 資産の管理に関する事項
- (5) 業務関係図書及び物品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

【主な事業】

(1) 予算及び決算に関する事項

- ① 各部より起案された個別の事業執行に関する回議書について、内容を確認し、支出額を検討・判断する。
- ② 公益法人会計基準に準拠した計算書類を毎月作成し、現況を把握する。また、理事会開催時に前月分決算書にて、予算の執行状況を報告する。
- ③ 各部の予算要求の内容及び金額について検討し、予算書を作成する。

(2) 資産の管理に関する事項

特定資産取扱規則及び平成30年度予算に基づき特定資産の積立を実施し、安定した財政・資産の維持に備える。

3. 企画部所管事業

会則第62条

- (1) 業務の改善に関する企画及び立案に関する事項
- (2) 業務関係法規その他業務に関する調査統計及び研究に関する事項
- (3) 本会及び会員に関する情報の公開に関する事項

【主な事業】

(1) 総合研究委員会における事業

本会内のシンクタンクとして、本年度は次の分野に関する部会を設置して、法律制度・法律実務・司法書士執務等について総合的に研究を行い、研修会その他の機会において会員に対する情報提供等を行っていく。

- 第1部会 不動産登記研究部会
- 第2部会 商業法人登記研究部会
- 第3部会 家事事件研究部会
- 第4部会 民法改正研究部会（休部）
- 第5部会 経済的困窮者支援研究部会（休部）
- 第6部会 財産管理業務研究部会（休部）
- 第7部会 相談技法研究部会

(2) 鹿児島県司法書士会調停センター運営

ADR委員会を調停センターの運営をサポートする機関として機能させていく。会員、関係団体に対する本会ホームページなどを利用した広報を通じて、調停申し込み受託を目指す。

また、調停実施者養成研修会の受講を推進し、調停実施者の養成を図る。

(3) 裁判業務受託推進

研修部と連携し、一般民事事件や家事事件を中心とした研修会を企画し、受託推進を図る。

また、鹿児島簡易裁判所との意見交換会を通じ、会員の裁判業務に資するよう情報提供等を行っていく。

(4) 小学生のための法律教室の開催

昨年度に引き続き、小学生のための法律教室を開催する。また、法教育推進委員会を中心として、講師養成方法の検討及び新しい教材の研究を行う。

(5) 空き家・所有者不明土地問題，相続登記未了問題への対応

自治体との連携や相続登記に関する相談会開催等について他の事業部と連携して対応していく。

4. 相談事業部所管事業

会則第64条の2

- (1) 相談事業に関する事項
- (2) 裁判外紛争解決手続の実施に関する事項
- (3) その他司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (4) 前3号に関する情報の管理等に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士総合相談センターの運営

① 鹿児島市（司調センター）における固定相談会

毎月第3土曜日 午後1時～午後4時（面談）

毎週月・水曜日 午後1時～午後4時（電話）

② 大隅地区司法書士法律相談センターの運営

志布志市役所と共催事業であり，受付・広報・場所は市役所側で対応。

イ) 志布志市役所 本所本館

毎月第1火曜日 午後1時～午後3時

ロ) 志布志市役所 志布志支所

毎月第3火曜日 午後1時～午後3時

③ 巡回相談会

司法過疎地域での司法アクセス確保のために実施する。

④ 長期相続登記等未了土地調査に基づく相談会

⑤ 各種団体等への相談員や人員の派遣又は推薦

鹿児島専門士業団体協議会の相談会

多重債務・自死対策・生活困窮者支援等の相談会

法務局・鹿児島県・各市町村・行政評価事務所・社会福祉協議会・宅地建物取引業協会等が実施する相談会

(2) 日司連事業・九州ブロック事業への参画

- ① 南大隅地区司法書士法律相談センターの運営
毎週月曜日 午後1時～午後4時（面談）
- ② 定例相談会（日司連における簡裁管轄司法書士ゼロ地域巡回相談会）
甑島において毎月1回定期的に行う。
第4土曜日 午前11時～午後3時
偶数月 薩摩川内市役所里支所
奇数月 長浜地区コミュニティセンター
- ③ 九州地区開業支援フォーラムへの参加

(3) 消費生活相談センターとの情報交換

消費者保護のために鹿児島県消費生活センター，鹿児島市消費生活センターと情報交換を行い，相互に連携し悪質商法等の被害防止に努める。

5. 広報部所管事業

会則第63条

- (1) 会報の編集及び発行に関する事項
- (2) 広報活動に関する事項

【主な事業】

(1) 司法書士制度の広報

- ① 会報の発行
司法書士制度，司法書士の業務及び本会の事業を広報することを目的として，企画・情報収集に努め，充実した会報を年2回発行する。
- ② ホームページの管理及び充実
ホームページを利用して，市民が司法書士にアクセスしやすくなるよう，各種相談会・法律教室等のイベントに関する情報等をタイムリーに提供する。また，会員専用ページにおいては，通達等のデータベース及びソフト・書式，研修会資料等コンテンツの充実に努め，業務相談室の活用を図る。

③ 制度広報の充実

「法の日」無料法律・登記・税務相談については、従来どおり鹿児島県土地家屋調査士会及び南九州税理士会鹿児島県連合会との共催により、各支部の協力を得て実施する。

成年後見相談会を公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート鹿児島支部との共催により実施する。

また、報道機関向けに、司法書士制度への理解をより深めてもらうため、司法書士の執務内容や公益的活動をテーマにしたニュースリリースや本会事業への取材依頼を行っていく。

空き家・所有者不明土地問題、相続登記未了問題等において、司法書士が担う業務についての情報提供を行う。

その他、各種団体からの講師派遣依頼にも積極的に対応し、司法書士制度の広報につなげる。

(2) 法教育活動の実施

① 高校生のための消費者教育教室

鹿児島県高校教育課及び学事法制課の協力を得て、正しい法律知識の普及及び司法書士の存在と役割の広報を目的として「高校生のための消費者教育教室」を開催する。

② 市民のための法律教室

公民館や社会福祉協議会等で実施される各種講座へ講師派遣をして、法教育活動を行う。

6. 研修部所管事業

会則第64条

- (1) 講演会及び講習会等の開催に関する事項
- (2) 研修に関する事項

【主な事業】

(1) 研修会の企画・運営

① 集合研修会

司法書士制度、司法書士の職責、倫理及び社会貢献に関する研修会
業務上・実務上の知識・技術の習得を主たる目的とする研修会

② 年次制研修会

日司連の「研修実施要領」に基づき単位会で実施する特定の会員向け研修会

③ ブロック別研修会

企画部総合研究委員会と連携し実施する研修会

委員会内の各部会が研究したテーマを題材とし、委員・参与等が各ブロックに出向き講師を務める。

④ 入会5年以内会員向け研修会

入会5年以内の会員を対象に、実務上戸惑いがちな業務上の知識にポイントを絞り行う研修会

なお、日司連による新規事業として、新入会員研修プログラムが本年度から提供された場合、同プログラムに基づいて本研修を実施する。

⑤ 新人研修会

新規登録(予定)者に、司法書士会の制度や司法書士制度に寄与することを目的とする研修会

⑥ 配属研修

日司連等が主催する新人研修会終了後に、新規登録予定者を対象に実務を習得させることを目的とする研修(受講者は新規登録予定者の内、希望者のみ)

(2) 研修事業に関する企画・運営

① 充実した研修会の企画

会員のニーズに応えられるよう、時宜に適ったテーマ・講師による研修会を企画する。会場情報を集約し、より良い研修会会場の確保に努める。

② 研修参加の促進

「執行部だより」やホームページを利用し、開催される研修会の案内を行う。

日司連、九州ブロック協議会及び他の単位会等が主催する研修会の情報を提供することで会員の研修会参加の機会を拡充する。

「日司連eラーニングシステム」及び研修用DVDに関する情報の提供を行う。

履修単位の管理を行い、単位不足会員に対する通知等で研修参加促進を図る。

③ 研修義務化への対応

日司連において研修の一定単位数以上の履修義務化を予定していることから、これに備え、受講機会の拡充や研修内容の充実化等の履修向上のための方策を検討する。

研 修 会 名	平成30年度予定	平成29年度実績
集合研修会	5回	全体研修会 2回
		業務研修会 3回
年次制研修会	3回（大島支部開催あり）	2回（大島支部開催なし）
ブロック別研修会	6ブロック	6ブロック
入会5年以内会員向け研修会	1回	1回
補助者研修会（※）	1回	0回
新人研修会	1回	1回
配属研修	未定	9名

※補助者研修会は、平成27年度より隔年で実施している。

平成30年度研修会予定

研 修 会 名	開 催 予 定 日
第1回集合研修会	平成30年 7月14日（土）
第2回集合研修会	平成30年 9月 1日（土）
第3回集合研修会	平成30年10月13日（土）
ブロック別研修会	平成30年11月 予定
第4回集合研修会	平成31年 1月19日（土）
第5回集合研修会	平成31年 2月23日（土）
入会5年以内会員向け研修会	平成31年 3月 予定
新人研修会	平成31年 3月 予定
年次制研修会（年3回）	日程未定

※具体的なテーマ、講師については未定である。なお、各研修会の開催予定月日は、変更の可能性がある。

※上記以外にも、必要に応じ、集合研修会を実施する場合もある。